

時刻	内容	東京電力の対応	国（保安院）の対応
3/11 14:46	東北地方太平洋沖地震発生 (福島第一において震度6強)	福島第一1~3号機 (地震により自動停止) 4~6号機 (定期検査で停止中)	政府対策本部設置、緊急時対応センターへ職員参集、現地に職員をヘリコプターで派遣。
15:15			保安院プレス会見、モバイル保安院による情報発信。
15:27 15:35	津波第1波(高さ4m)が到達 津波第2波(高さ15m)が到達		
15:42	↑ 震度5強以下の 余震が数回発生 ↓	原災法10条通報(全交流電源喪失 1~5号機で起動していた非常用発 電機が津波により故障)	原子力災害警戒本部設置
16:36		原災法15条の事象と事業者が判断	
19:03			原子力緊急事態宣言の発出、 原子力災害対策本部設置
21:23			半径3km圏内住民避難指示、 10km圏内住民屋内退避
3/12 5:44			半径10km圏内住民避難指示
18:25			半径20km圏内住民避難指示

青森県原子力安全対策検証委員会報告書より  
原子力安全・保安院作成資料

原子力規制庁

平成 23 年 3 月 11 日午後 7 時 03 分、東京電力福島第一原子力発電所 1、2 号機で炉心を冷やす緊急炉心冷却システムが動かなくなったことから、政府は原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置しました。

政府は同日午後 9 時 23 分、原災法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所から半径 3 km 以内の住民に対して「避難指示」を、また半径 3～10km 以内の住民に「屋内退避指示」を発令しました。

その後、政府は東京電力福島第一原子力発電所から半径 3 km 以内としていた避難指示を半径 10km まで拡大して、3 km 圏の双葉、大熊両町に滞在中の約 7 千人を含め、10km 圏の 4 町に滞在する 5 万 1,207 人を避難対象にしました。

さらに、3 月 12 日午後 3 時 36 分に東京電力福島第一原子力発電所 1 号機の原子炉建屋内で水素爆発が起こったため、避難指示対象を更に広げて、東京電力福島第一原子力発電所から半径 10km を半径 20km に拡大しました。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日